

## 令和3年度 第2回 袋井市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和3年11月18日（木）午後1時30分開会  
場所 袋井市役所5階 第1委員会室

### 1 開 会

### 2 保険者（袋井市長）あいさつ

### 3 諮 問

### 4 会長あいさつ

### 5 議 事

#### (1) 報告事項

ア 国民健康保険制度改革に伴う税率等の改正についての市議会への報告について

#### (2) 審議事項（諮問事項の詳細）

ア 袋井市国民健康保険税条例の一部改正について

イ 令和4年度国民健康保険事業運営方針について

### 6 その他

### 7 閉 会

【次回開催予定 令和4年1月13日（木）午後1時30分開会】

袋井市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期 令和元（平成31）年4月1日 から 令和4年3月31日 （3年間）

構成区分	代表区分	氏 名	期別	備考
公益代表	学 識 経 験	寺 田 整	1	R3. 5. 18～
被保険者代表	あんま接骨院	安 間 台	1	
		織 田 いつ子	3	
		金 原 則 子	4	
		中 村 邦 子	1	
保険医及び 保険薬剤師代表	医 師 会	伊 藤 政 孝	2	
	医 師 会	森 下 浩 治	4	
	歯科医師会	小 原 信	6	
	薬 剤 師 会	増 井 洋 子	1	
公 益 代 表	市 議 会	鈴 木 弘 睦	1	R3. 5. 14～
	市 議 会	立 石 泰 広	1	R3. 5. 14～
	自治会連合会	鈴 木 孝 夫	1	
被用者保険代表	共 済 組 合	鈴 木 光 幸	1	R3. 4. 1～
	健康保険組合	大 橋 弘 明	1	R3. 4. 1～

（事務局及び関係部署）

袋 井 市 長	大場 規之
市 民 生 活 部 長	乗松 里好
市 民 生 活 部 保 険 課 長	長島 知義
総合健康センター健康づくり課長	鈴木 立朗
財 政 部 税 務 課 長	中川 東
税 務 課 主 幹 兼 収 納 対 策 室 長	近藤 昭博
健康づくり課主幹兼検診指導係長	足立 万由美
保 険 課 主 幹 兼 保 険 給 付 係 長	藤田 晴美
保 険 課 補 佐 兼 国 保 年 金 係 長	近藤 秀幸
保 険 課 国 保 年 金 係 主 任	大場 拓真

## ○袋井市国民健康保険条例（抜粋）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○袋井市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、袋井市国民健康保険条例（平成17年袋井市条例第117号）第3条の規定に基づき、市の国民健康保険事業の運営に関する協議会として置く袋井市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し委員の委嘱その他必要な事項を定めるものとする。

（委員の委嘱）

第2条 委員は、被保険者、保険医又は薬剤師、公益及び被用者保険等保険者を代表する者のうちから市長が委嘱する。

（審議事項）

第3条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項

2 協議会は、前項各号に規定する事項について、市長の諮問に応じ意見を答申する。

（招集）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会長は、市長の諮問があったとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に協議会を招集しなければならない。

（定足数）

第5条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

（表決）

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、市民生活部保険課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 国民健康保険運営協議会に関する法令等 <参考>

### ○ 国民健康保険法（抜粋）

---

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律に定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律に定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定める協議会にあってはこの事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要事項は、政令で定める。

### ○ 国民健康保険法施行令（抜粋）

---

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（国民健康保険運営協議会の委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

## 国民健康保険制度改革に伴う税率等の改正について

国民健康保険（以下「国保」という。）は、産業構造の変化により、かつて被保険者の多くを占めていた農業者や自営業者が減少し、加えて後期高齢者医療制度への移行や他の被用者保険への加入の緩和等により被保険者は減少し、年金受給者等の無職者や非正規雇用者等の保険税負担能力が弱い方々の加入割合が増加しており、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の収入の増加が見込めない状況となっている。

また、医療技術の高度化により医療費が増加している一方で、国保税収入減少に伴う歳出超過の自治体が増加し、全国的にも国保の財政基盤は厳しくなっている。

このような情勢の中、平成30年度に国において、国民皆保険制度のセーフティネットである国保制度の運営の安定のため、その運営単位を「市町村単独」から「都道府県と市町村との共同運営」とする制度改革を行った。

### 【県の役割】

この改革により、県は被保険者が受診した医療機関へ支払う医療費の財源とするため、各市町から国民健康保険事業費納付金を徴収している。

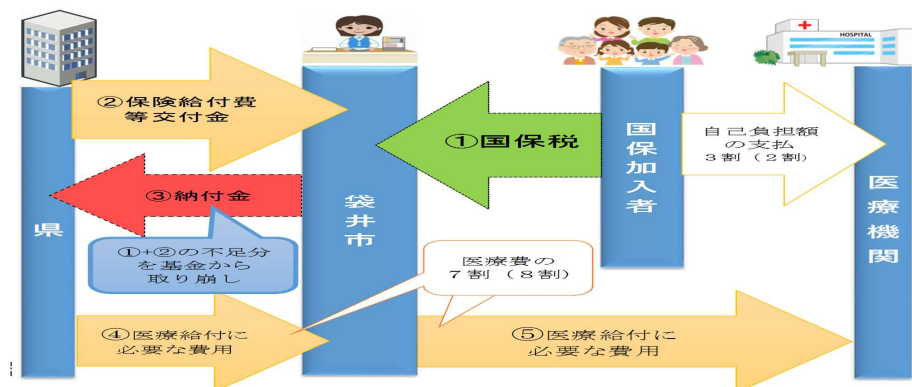
また、県は各市町が保険税率を定める際に、将来の財政運営上、参考となる標準保険料率（P4参照）を公表している。

※ 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率は、市町ごとの医療費や所得額、被保険者数等を反映して算定している。

### 【現行賦課状況及び今後の方向性】

現状は、市町が賦課する国保税の税率等は、各市町で決定しており、県が公表する標準保険料率との乖離が生じている。国では、県単位での国保税の一本化を目指す方向性を示しており、本県では、「令和9年度までに保険料水準の統一を目指す」との方向性を示している。

### 1 制度改革以降の国保制度の仕組み



### 2 本市の現行税率と県公表の本市標準保険料率

賦課項目	医療分				後期高齢者支援金分				介護分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	(%)		(円)		(%)		(円)		(%)		(円)		
本市現行	5.00	30.00	25,300	25,700	1.40	4.10	7,200	6,400	0.95	4.50	7,100	4,500	
	4方式				4方式				4方式				
県標準保険料率	R1	7.06	-	27,254	19,401	2.69	-	10,487	7,465	2.36	-	16,778	-
	R2	7.01	-	27,688	19,471	2.58	-	10,165	7,149	2.39	-	17,224	-
	R3	6.80	-	27,067	19,007	2.55	-	10,061	7,065	2.29	-	16,493	-
	平均	6.96	-	27,336	19,293	2.61	-	10,238	7,226	2.35	-	16,832	-
	3方式				3方式				2方式				

### 3 賦課方式及び保険料(税)統一に向けての課題

#### (1) 資産割の廃止

国保の被保険者は、従来、農業等の自営業者が大半であり固定資産も事業用のものが多く、応能割の一部として所得割を補完するために資産割を賦課しており、本市も現行では、資産割を賦課している。

しかしながら、現在、被保険者のうち、自営業者等は2割に満たず無職者や低所得者が多く加入しており、その資産も居住用がほとんどとなっている。こうした情勢から、県は資産割廃止の方針を定めている。

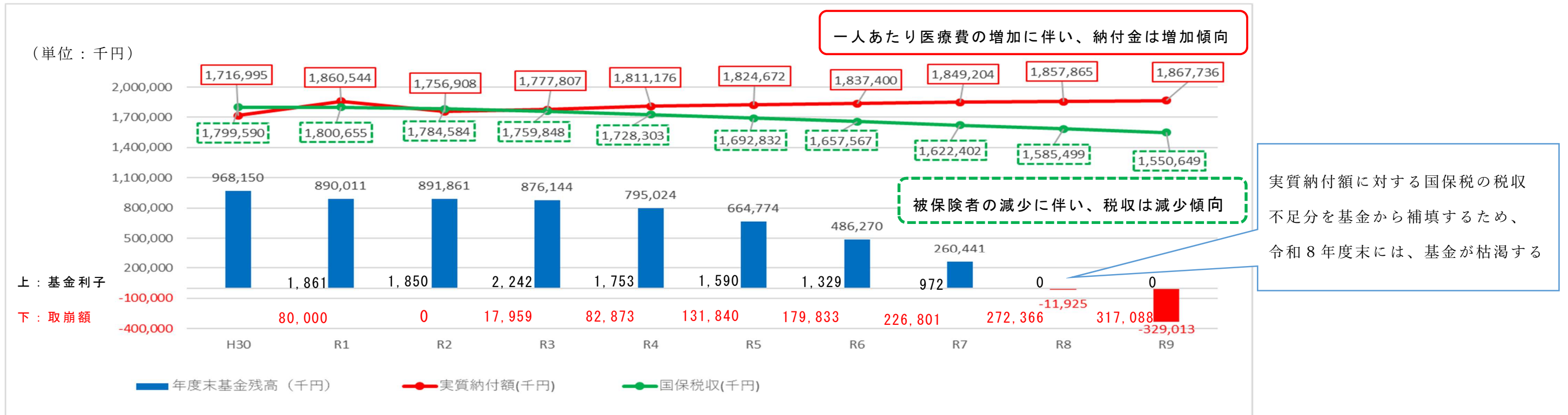
#### (2) 介護分の平等割の廃止

介護分は、40歳から64歳までを賦課対象としていることから、子どもや若年層が含まれる世帯には、平等割はなじまないことや、実際に均等割を個人ごと賦課しているとの考えから、県は介護分の平等割を算入していない。

#### (3) 標準保険料率と本市保険税率の統一

令和3年度の本算定数値を使用した収支見通しでは、令和8年度末には、基金残高が枯渇すると想定されることから、加入者負担が急激に上昇しないよう、段階的に国保税の税率等の改正する必要がある。

【現行税率の賦課を継続した場合の収支見通し】



4 本市の賦課方式改正に向けての方向性

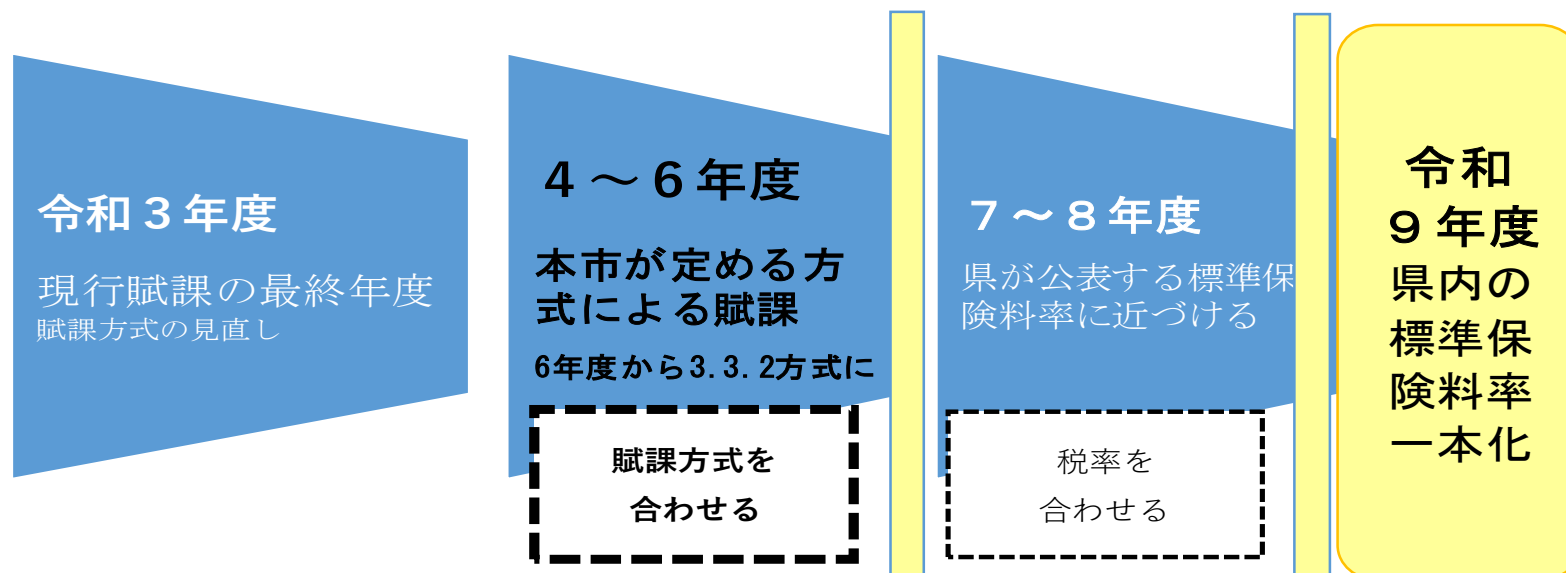
県内の保険料率の一本化の方針を受け、令和2年9月民生文教委員会及び全員協議会における協議により、次の方向性が決定している。

- (1) 賦課方式の変更（県の賦課方式（3.3.2方式）に合わせる）
  - ア 資産割の廃止
  - イ 介護分平等割の廃止
- (2) 令和4年度から段階的に実施し、令和6年度に完全実施
- (3) 令和4年度の具体的な税率は、令和3年度に協議・決定
- (4) 年次スケジュール

5 改正案の検討

次の事項を前提に3つの改正案(P3)により検討した。

- (1) 資産割を段階的に廃止し、令和6年度完全廃止
- (2) 介護分平等割分を、同均等割に賦課することにより令和4年度廃止
- (3) 県が納付金算定時に過去3か年の医療費水準の平均値を用いていることに準じ、県標準保険料率の平均値（令和元年度～3年度）を算出し、令和4年度から令和6年度までの3か年の税率を決定
- (4) 国民健康保険事業基金を有効に活用





6 各改正案の比較

詳細は、改正案①から③までの「現行賦課と改正税率（額）比較一覧表」（P5～7）を参照

		現行	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6					
所得割（％）		7.35	8.39	9.43	10.47	8.80	10.25	11.70	8.87	10.39	11.92					
資産割（％）		38.60	25.73	12.87	-	25.73	12.87	-	25.73	12.87	-					
均等割（円）		39,600	46,900	50,600	54,300	46,300	49,300	52,300	46,900	50,600	54,300					
平等割（円）		36,600	30,100	28,300	26,400	32,300	32,600	32,900	30,100	28,300	26,400					
		<b>改正案①</b>				<b>改正案②</b>				<b>改正案③</b>						
各改正案の具体的な改正方法		令和6年度の実質納付額と税収入額見込額との差額（約1億7,900万円）を基金により補填することを前提とし設定。				令和6年度の所得割及び均等割は、3か年の標準保険料率の平均値（R1～R3）より低く設定。平等割は、現行税額を参考に設定。				令和6年度の税率を3か年の標準保険料率の平均値（R1～R3）として設定。						
		【令和6年度（案）】				【令和6年度（案）】				【令和6年度（案）】						
			医療分	支援金分	介護分	合計		医療分	支援金分	介護分	合計		医療分	支援金分	介護分	合計
		所得割	6.75%	2.06%	1.66%	10.47%	所得割	6.74%	2.61%	2.35%	11.70%	所得割	6.96%	2.61%	2.35%	11.92%
		資産割	-	-	-	-	資産割	-	-	-	-	資産割	-	-	-	-
均等割	27,300	10,200	16,800	54,300	均等割	25,300	10,200	16,800	52,300	均等割	27,300	10,200	16,800	54,300		
平等割	19,200	7,200	-	26,400	平等割	25,700	7,200	-	32,900	平等割	19,200	7,200	-	26,400		
A 加入者負担想定		被保険者一人当たり増加額	現行課税 102,289円 想定 104,434円 増加額 2,145円				現行課税 同左 想定 106,728円 増加額 4,439円				現行課税 同左 想定 106,660円 増加額 4,371円					
		下の増加（減少）は、現行課税継続と各改正案を比較し、増加（減少）する世帯のみの1世帯当たりの年間の増加（減少）額を記載														
		R3↓R4	増加 年額 12,200円 (1,016円)	増加 年額 14,200円 (1,183円)	増加 年額 16,600円 (1,383円)	減少 年額 5,400円 (450円) 【増加世帯数：5,693世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：7,669世帯】	減少 年額 5,400円 (450円) 【増加世帯数：6,117世帯】	減少 年額 5,400円 (450円) 【増加世帯数：5,933世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：7,756世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：6,328世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：6,273世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：5,900世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：7,739世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：6,273世帯】	
		R4↓R5	増加 年額 11,900円 (991円)	増加 年額 13,600円 (1,133円)	増加 年額 15,800円 (1,316円)	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：5,933世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：7,756世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：6,328世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：776世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：117世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：785世帯】	減少 年額 5,600円 (466円) 【増加世帯数：785世帯】	減少 年額 5,700円 (475円) 【増加世帯数：5,900世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：7,739世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：6,273世帯】	
R5↓R6	増加 年額 11,600円 (966円)	増加 年額 13,000円 (1,083円)	増加 年額 15,300円 (1,275円)	減少 年額 5,700円 (475円) 【増加世帯数：5,900世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：7,739世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：6,273世帯】	減少 年額 5,700円 (475円) 【増加世帯数：125世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：146世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：165世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：165世帯】	減少 年額 5,700円 (475円) 【増加世帯数：5,900世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：7,739世帯】	減少 年額 5,800円 (483円) 【増加世帯数：6,273世帯】			
《考察》		改正案①の被保険者の一人あたり増加額は「2,145円」で、改正案②及び③と比較し、国保税収入約2分の1に抑えている。また、増加及び減少の平均額においても、改正案①は、改正案②及び③と比較し、抑えている。														
B 国保税収入額想定		現行税率 R4想定	17億2,830万円													
		R4	17億6,260万円	17億9,929万円	17億9,821万円											
		R5	17億6,104万円	18億2,836万円	18億2,818万円											
		R6	17億5,539万円	18億5,026万円	18億5,092万円											
《考察》		改正案①は、税率の上昇を抑えた設定であるため、改正案②及び③と比較し、国保税収入額が減となっている。一方、改正案②及び③は、県が目標とする標準保険料率の一本化までを視野に入れた設定としているため、改正案①と比較し、国保税収入額は増となっている。														
C 基金残高想定		R6末	6億8,700万円	8億6,900万円	8億6,800万円											
		R9末	1億5,500万円	6億1,100万円	6億1,200万円											
		《考察》	改正案①は、令和6年度末における基金残高が、他の2案より約2億円ほど少なくなっている。一方、改正案②と③は、実質納付額とほぼ同額の標準保険料率を想定した案であるため、収支バランスが均衡し、基金の取り崩し額が少ない。この結果、基金残高も令和6年度で約8億6千万円、令和9年度で約6億1千万円となっている。 なお、基金については、標準保険料率が統一された以降も、大規模災害時の国保税収の減少等赤字が生じた場合の備えとして、一定額を保有しておく必要があると考える。													
総合考察		いずれの改正案も、国保運営に必要な収入は確保でき、基金残高も見込むことができることから安定的な事業運営は可能である。 加入者負担面では、改正案①は、一人当たりの保険税増加額が「2,145円」と最も低く、改正案②及び③は、一人当たりの保険税増加額が、4,000円を超えており、改正案①の倍以上の額となっている。 本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定以上の収入が減少する世帯があり、国における減免措置が継続されていることから、加入者負担を考慮する必要がある。 よって、改正案①を市の案とする。														

7 第1回袋井市国民健康保険運営協議会（令和3年8月26日開催）での主な質疑等

Q1 県内の保険料が統一された場合には、県から財政的な支援があるのか。

A1 県は、市の国保事業の収支バランスが保たれるよう、市が納める納付金や国保税の税率、交付金等を調整する。

なお、現状でも市が行う保健事業に対するインセンティブとして、保険者努力支援交付金が交付されている。

Q2 今後は医療費をいかに抑えるかが大事であると考えているがどうか。また、市民目線での丁寧な説明が必要である。

A2 丁寧な説明に努めていく。医療費が下がってくれば、県へ納める納付金も減少し、加入者負担の低減につなげることも可能となる。

Q3 市民が、保健事業の成果を確認できるように、保健事業の成果を「見える化」することも必要ではないか。今回の改正の中でアピールしていただきたい。

A3 特定健診の受診率、保健事業の実施状況などが点数化され、保険者努力支援交付金が交付されている。また、医療費通知やデータヘルス計画による数値化なども行い、市民の健康確保のため保健指導を行っており、一定の成果も出ている。今後も、「見える化」を図り、意識の高揚に努めていく。

8 今後のスケジュール

	令和3年度						令和4年度						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
国保運営協議会	● 第1回 改正案協議 (8/26)		● 第2回 改正案協議 諮問 (11/18)			● 第3回 答申 (1/13)		<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     7月中旬の税額決定までに市ホームページ及び広報紙等により周知していく                 </div> 【国保税の納期限】 7月から翌年3月までの9期					
市議会	★ 民生文教委員会協議 (10/27)					★ 1月委員会協議							

9 令和3年度県内各市町の賦課方式の状況

賦課方式	市町数	市町名
4.4.4方式	7市町	袋井市、磐田市、湖西市、菊川市、森町 ほか
3.3.2方式	15市町	掛川市(R2～)、島田市(R元～)、御前崎市(R3～) ほか
4.4.2方式	1市	牧之原市(介護分「資産割」及び「平等割」なし)
4.3.4方式	1市	焼津市(後期高齢者支援金分「資産割」なし)
4.3.3方式	2市	藤枝市、富士宮市(後期高齢者支援金分及び介護分「資産割」なし)
3.3.3方式	2市	浜松市、熱海市(医療分、後期高齢者支援金分、介護分「資産割」なし)
上記以外	7市	沼津市(4.2.2)、三島市(3.2.2)、富士市(4.3.2) 吉田町(3.2.2) ほか

令和3年度国民健康保険事業費納付金額及び標準保険料率

NO	市町名	令和3年度 納付金額 (円)	令和3年度市町村標準保険料率									現行 賦課方式
			医療分 (3方式)			後期高齢者支援金分 (3方式)			介護納付金分 (2方式)			
			所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)		
1	静岡市	18,956,030,842	7.22	28,739	20,181	2.59	10,194	7,159	2.25	16,245	3.3.2	
2	浜松市	21,367,223,077	7.44	29,612	20,794	2.56	10,086	7,082	2.29	16,518	3.3.3	
3	沼津市	5,787,822,325	7.30	29,033	20,387	2.44	9,631	6,763	2.14	15,434	4.2.2	
4	熱海市	1,315,939,768	6.61	26,289	18,460	2.41	9,522	6,686	2.12	15,274	3.3.3	
5	三島市	3,168,595,557	7.15	28,423	19,959	2.56	10,095	7,089	2.13	15,384	3.2.2	
6	富士宮市	3,806,015,860	7.13	28,366	19,919	2.47	9,744	6,842	2.20	15,850	4.3.3	
7	伊東市	2,368,769,852	5.72	22,746	15,972	2.49	9,836	6,907	2.19	15,752	3.3.2	
8	島田市	2,480,873,370	6.93	27,560	19,353	2.53	9,973	7,003	2.23	16,067	3.3.2	
9	富士市	7,044,933,443	7.21	28,681	20,140	2.46	9,681	6,798	2.14	15,385	4.3.2	
10	磐田市	4,665,216,468	6.60	26,264	18,443	2.55	10,050	7,057	2.29	16,506	4.4.4	
11	焼津市	3,688,692,422	6.90	27,431	19,262	2.53	9,956	6,991	2.22	15,961	4.3.4	
12	掛川市	3,219,312,544	6.50	25,864	18,162	2.56	10,111	7,100	2.28	16,435	3.3.2	
13	藤枝市	3,726,890,018	6.59	26,213	18,407	2.54	10,029	7,042	2.27	16,367	4.3.3	
14	御殿場市	2,074,625,093	7.30	29,033	20,387	2.45	9,652	6,778	2.14	15,397	3.3.2	
15	袋井市	2,271,089,142	6.80	27,067	19,007	2.55	10,061	7,065	2.29	16,493	4.4.4	
16	下田市	740,881,213	6.56	26,091	18,321	2.44	9,613	6,750	2.14	15,418	3.3.2	
17	裾野市	1,313,058,668	7.22	28,717	20,166	2.51	9,906	6,956	2.18	15,725	3.3.2	
18	湖西市	1,584,313,719	6.95	27,659	19,423	2.57	10,152	7,129	2.28	16,394	4.4.4	
19	伊豆市	1,027,306,020	5.52	21,965	15,424	2.45	9,675	6,794	2.11	15,219	3.3.2	
20	御前崎市	1,153,919,882	7.95	31,624	22,206	2.53	9,960	6,994	2.20	15,866	3.3.2	
21	菊川市	1,311,970,024	6.81	27,080	19,016	2.53	9,994	7,018	2.18	15,675	4.4.4	
22	伊豆の国市	1,578,589,541	7.19	28,589	20,075	2.53	9,972	7,002	2.28	16,428	3.3.2	
23	牧之原市	1,429,204,839	6.68	26,584	18,668	2.50	9,858	6,923	2.15	15,488	4.4.2	
24	東伊豆町	445,260,945	6.63	26,372	18,519	2.41	9,499	6,670	2.16	15,592	3.3.2	
25	河津町	286,004,458	8.38	33,343	23,414	2.39	9,428	6,621	2.15	15,506	4.4.4	
26	南伊豆町	310,995,735	6.86	27,290	19,163	2.48	9,776	6,865	2.24	16,166	3.3.2	
27	松崎町	223,188,221	6.39	25,437	17,862	2.44	9,626	6,760	2.10	15,164	3.3.2	
28	西伊豆町	258,662,676	7.35	29,243	20,535	2.48	9,762	6,855	2.21	15,895	3.3.2	
29	函南町	1,135,680,010	6.63	26,374	18,520	2.42	9,546	6,703	2.10	15,160	3.2.2	
30	清水町	851,395,586	6.81	27,098	19,029	2.36	9,290	6,524	2.05	14,773	4.3.2	
31	長泉町	1,003,295,652	7.24	28,803	20,226	2.35	9,261	6,503	2.20	15,883	4.3.2	
32	小山町	508,366,273	7.60	30,248	21,241	2.47	9,748	6,845	2.12	15,294	4.4.4	
33	吉田町	790,308,456	7.30	29,034	20,388	2.43	9,578	6,726	2.14	15,423	3.2.2	
34	川根本町	194,069,271	6.75	26,832	18,841	2.51	9,897	6,950	2.17	15,627	3.3.2	
35	森町	555,394,188	6.96	27,690	19,444	2.52	9,941	6,981	2.28	16,394	4.4.4	
全35市町の平均			6.95	27,640	19,409	2.49	9,803	6,884	2.19	15,776		



現行賦課と改正税率(額)比較一覧表

改正案  
①

【現行】

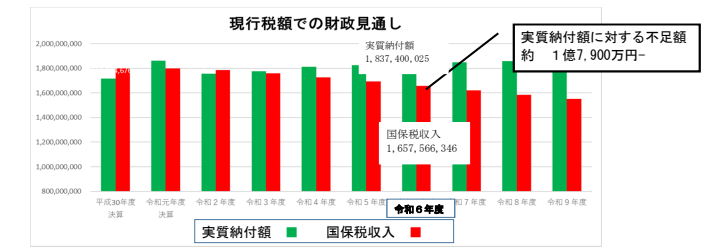
	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.00%	1.40%	0.95%	7.35%
資産割	30.00%	4.10%	4.50%	38.60%
均等割	25,300	7,200	7,100	39,600
平等割	25,700	6,400	4,500	36,600

【令和4年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.58%	1.62%	1.19%	8.39%
資産割	20.00%	2.73%	3.00%	25.73%
均等割	25,900	8,200	12,800	46,900
平等割	23,500	6,600	-	30,100

【令和5年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	6.16%	1.84%	1.43%	9.43%
資産割	10.00%	1.37%	1.50%	12.87%
均等割	26,600	9,200	14,800	50,600
平等割	21,400	6,900	-	28,300



【令和6年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	6.75%	2.06%	1.66%	10.47%
資産割	-	-	-	-
均等割	27,300	10,200	16,800	54,300
平等割	19,200	7,200	-	26,400

改正案における各項目の算定条件

【被保険者数】

令和3年度総合計画人口推計に、直近3年間(R1~R3)の国保被保険者数の減少率を乗じて算出

【国民健康保険税収】

令和3年7月本算定数値を使用、各改正案の税率により1人あたりの税額を求め、被保険者数に乗じて年間税収額を算出(R7及びR8は、R6の税率を使用)

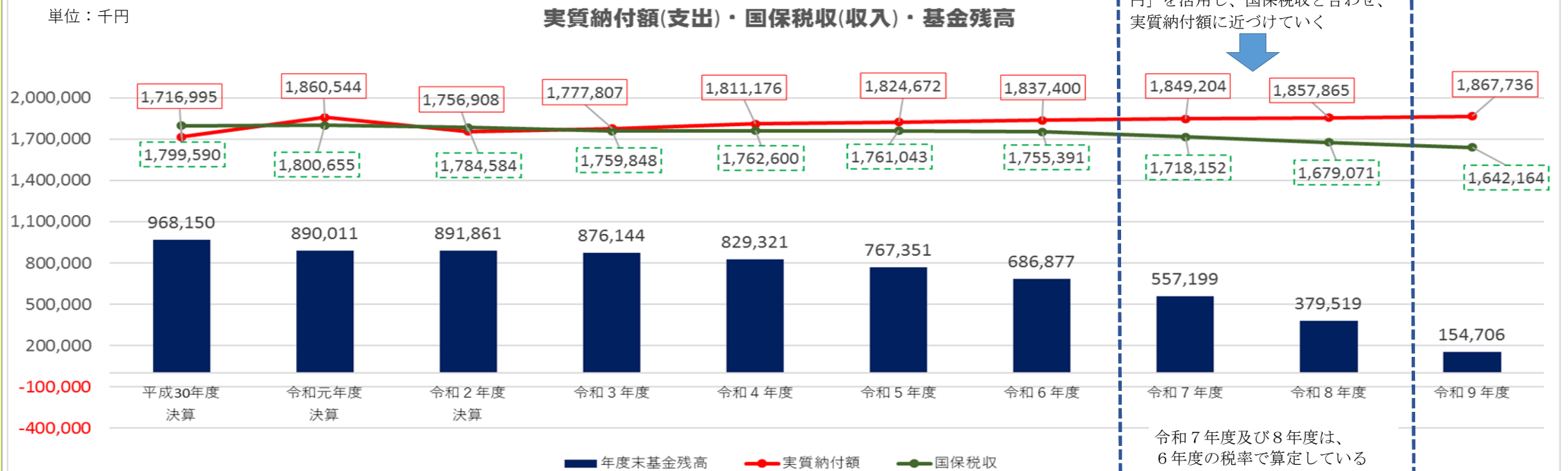
【公費(県支出金等)】

令和3年度の現計予算額に、被保険者数の減少率を乗じて算出

【納付金】

令和3年度の一人あたり納付金額に、直近3年間(R1~R3)納付金の一人あたりの伸び率の平均値に被保険者数を乗じて算出

(1) 収支財政見直し



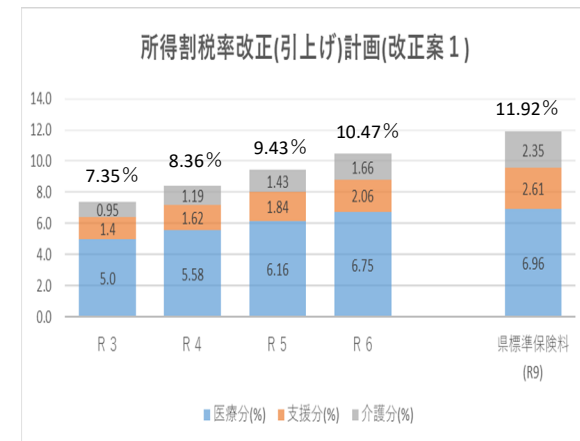
税率の見直しが必要  
6年度末基金残高「6億8,600万円」を活用し、国保税収と合わせ、実質納付額に近づけていく

標準保険料統一

(2) 県標準保険料率との比較

県標準保険料率に向けて、毎年、激変緩和をしながら、段階的に税率を引き上げる。

令和7年度からは、県標準保険料率を見据えた税率改正が必要となる。

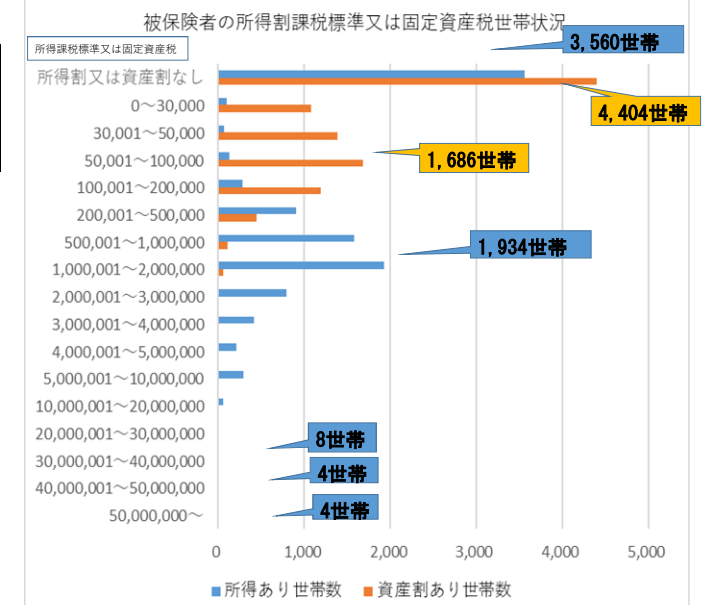
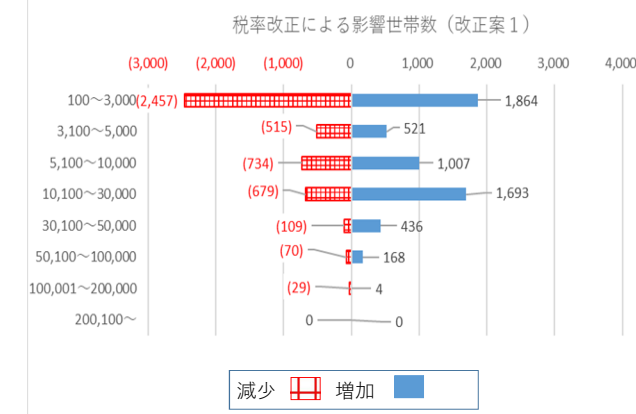


(3) 税率改正による増減世帯数(R3→R4)

	資産割あり世帯 5,965世帯 57.5%			資産割なし世帯 4,404世帯 42.47%									
	増加	減少	変更なし	増加	減少	変更なし							
世帯数	10,369	2,842	47.64%	3,055	51.22%	68	1.14%	2,851	64.74%	1,538	34.92%	15	0.34%

令和3年度→令和4年度		令和4年度→令和5年度		令和5年度→令和6年度	
増加平均額	資産割あり 15,179 資産割なし 9,223	資産割あり 14,580 資産割なし 9,192	資産割あり 14,159 資産割なし 9,089	増加平均額	資産割あり 11,025 資産割なし 303
増加最大額	資産割あり 100,800 資産割なし 106,500	資産割あり 88,900 資産割なし 92,100	資産割あり 80,900 資産割なし 84,000	減少平均額	資産割あり 11,344 資産割なし 154
減少最大額	資産割あり 177,900 資産割なし 1,800	資産割あり 224,500 資産割なし 300	資産割あり 331,700 資産割なし 400	減少最大額	資産割あり 331,700 資産割なし 400

	減少世帯数	増加世帯数	変更なし				
世帯数	10,369	4,593	44.30%	5,693	54.90%	83	0.80%



**改正案 ②**

【単位：千円】

	現行収納見込額 (滞繰分除く)	標準保険料率	差額	比較
医療分	1,215,641	1,193,564	22,077	101.85%
支援分	343,685	466,487	-122,802	73.68%
介護分	106,437	179,758	-73,321	59.21%
合計	1,665,763	1,839,809	-174,046	90.54%

【現行】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.00%	1.40%	0.95%	7.35%
資産割	30.00%	4.10%	4.50%	38.60%
均等割	25,300	7,200	7,100	39,600
平等割	25,700	6,400	4,500	36,600

【令和4年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.58%	1.80%	1.42%	8.80%
資産割	20.00%	2.73%	3.00%	25.73%
均等割	25,300	8,200	12,800	46,300
平等割	25,700	6,600	-	32,300

【令和5年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	6.16%	2.20%	1.89%	10.25%
資産割	10.00%	1.37%	1.50%	12.87%
均等割	25,300	9,200	14,800	49,300
平等割	25,700	6,900	-	32,600

【令和6年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	6.74%	2.61%	2.35%	11.70%
資産割	-	-	-	-
均等割	25,300	10,200	16,800	52,300
平等割	25,700	7,200	-	32,900

**改正案における各項目の算定条件**

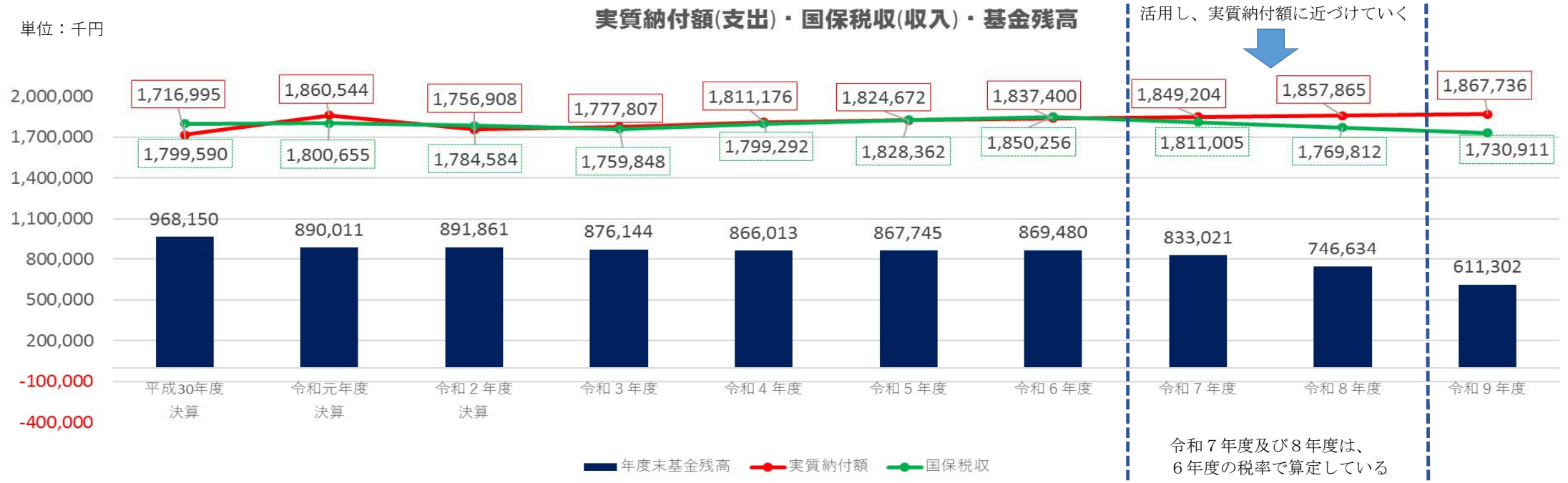
**【被保険者数】**  
令和3年度総合計画人口推計に、直近3年間(R1~R3)の国保被保険者数の減少率を乗じて算出

**【国民健康保険税収】**  
令和3年7月本算定数値を使用、各改正案の税率により1人あたりの税額を求め、被保険者数に乗じて年間税収額を算出(R7及びR8は、R6の税率を使用)

**【公費(県支出金等)】**  
令和3年度の現計予算額に、被保険者数の減少率を乗じて算出

**【納付金】**  
令和3年度の一人あたり納付金額に、直近3年間(R1~R3)納付金の一人あたりの伸び率の平均値に被保険者数を乗じて算出

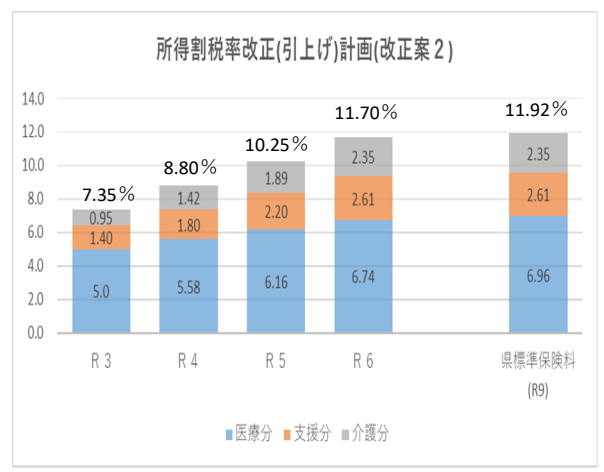
(1) 収支財政見通し



**基金の活用が可能**  
6年度想定で国保税収額が実質納付額を確保できているため、基金を活用し、実質納付額に近づけていく

**標準保険料統一**

(2) 県標準保険料率との比較  
県標準保険料率統一に向けて、毎年、激変緩和をしながら、段階的に税率を引き上げる。  
令和7年度に、県標準保険料率を見据えた税率改正が必要となる。



(3) 税率改正による増減世帯数(R3→R4)

世帯数	資産割あり世帯			資産割なし世帯		
	増加	減少	変更なし	増加	減少	変更なし
10,369	3,326	55.76%	2,556	42.85%	83	1.39%
	4,343	98.61%	57	1.29%	4	0.09%

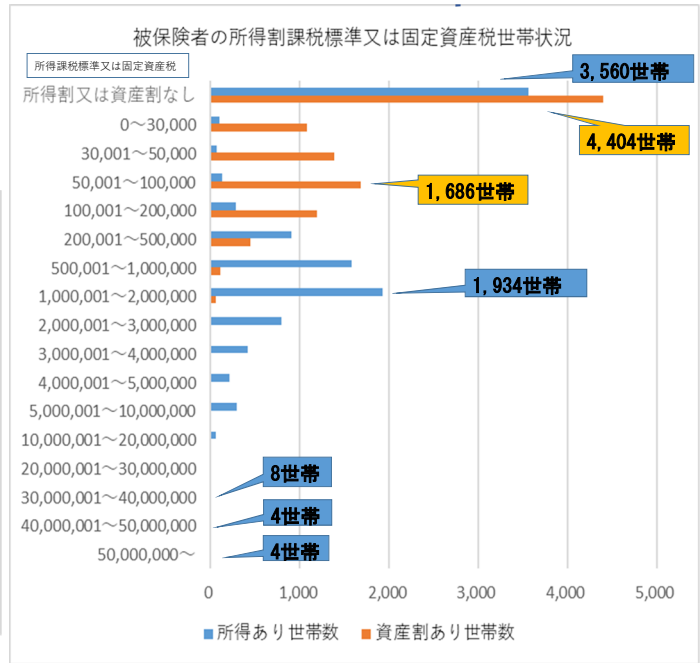
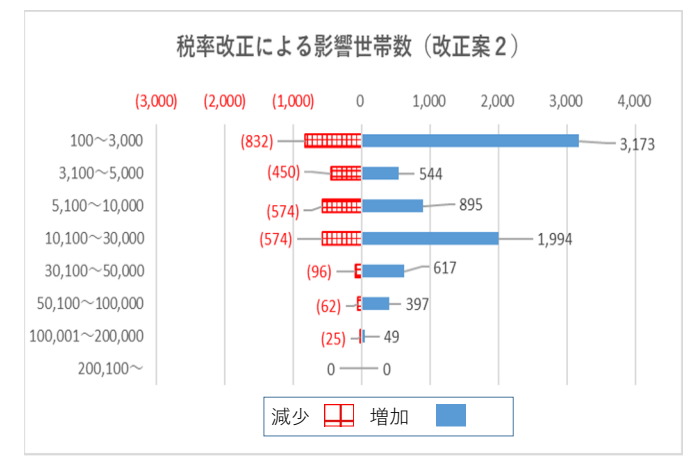
  

令和3年度→令和4年度		令和4年度→令和5年度		令和5年度→令和6年度	
増加	平均	増加	平均	増加	平均
資産割あり	19,707	資産割あり	18,481	資産割あり	17,456
資産割なし	8,671	資産割なし	8,655	資産割なし	8,528
最大	133,400	最大	111,500	最大	95,300
	142,600		112,700		89,700

令和3年度→令和4年度		令和4年度→令和5年度		令和5年度→令和6年度	
減少	平均	減少	平均	減少	平均
資産割あり	10,550	資産割あり	11,136	資産割あり	11,586
資産割なし	724	資産割なし	0	資産割なし	0
最大	177,400	最大	216,900	最大	327,600
	1,000		0		0

世帯数	減少世帯数	増加世帯数	変更なし
10,369	2,613	7,669	87
	25.20%	73.96%	0.84%



**改正案**  
③

標準保険料率平均値

	R1	R2	R3	平均
所得割(%)	12.11	11.99	11.65	11.92
資産割	-	-	-	-
均等割(円)	54,519	55,077	53,621	54,406
平等割(円)	26,866	26,620	26,072	26,519

【現行】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.00%	1.40%	0.95%	7.35%
資産割	30.00%	4.10%	4.50%	38.60%
均等割	25,300	7,200	7,100	39,600
平等割	25,700	6,400	4,500	36,600

【令和4年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.65%	1.80%	1.42%	8.87%
資産割	20.00%	2.73%	3.00%	25.73%
均等割	25,900	8,200	12,800	46,900
平等割	23,500	6,600	-	30,100

【令和5年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	6.30%	2.20%	1.89%	10.39%
資産割	10.00%	1.37%	1.50%	12.87%
均等割	26,600	9,200	14,800	50,600
平等割	21,400	6,900	-	28,300

【令和6年度(案)】

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	6.96%	2.61%	2.35%	11.92%
資産割	-	-	-	-
均等割	27,300	10,200	16,800	54,300
平等割	19,200	7,200	-	26,400

改正案における各項目の算定条件

【被保険者数】

令和3年度総合計画人口推計に、直近3年間(R1~R3)の国保被保険者数の減少率を乗じて算出

【国民健康保険税収】

令和3年7月本算定数値を使用、各改正案の税率により1人あたりの税額を求め、被保険者数に乘じて年間税収額を算出(R7及びR8は、R6の税率を使用)

【公費(県支出金等)】

令和3年度の現計予算額に、被保険者数の減少率を乗じて算出

【納付金】

令和3年度の一人あたり納付金額に、直近3年間(R1~R3)納付金の一人あたりの伸び率の平均値に被保険者数を乗じて算出

(1) 収支財政見通し

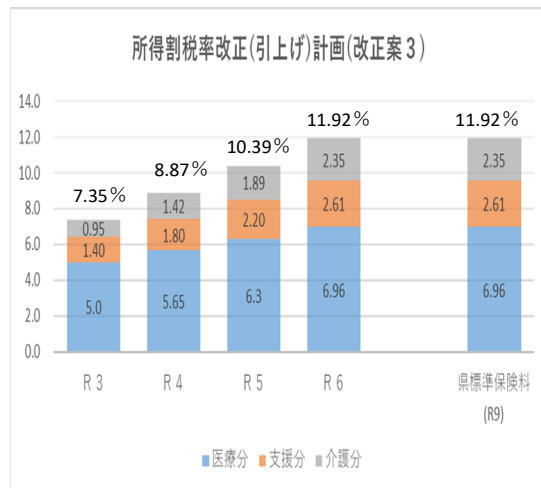
単位：千円



(2) 県標準保険料率との比較

県標準保険料率統一に向けて、毎年、激変緩和をしながら、段階的に税率を引き上げる。

令和7年度に、県標準保険料率を見据えた税率改正が必要となる。

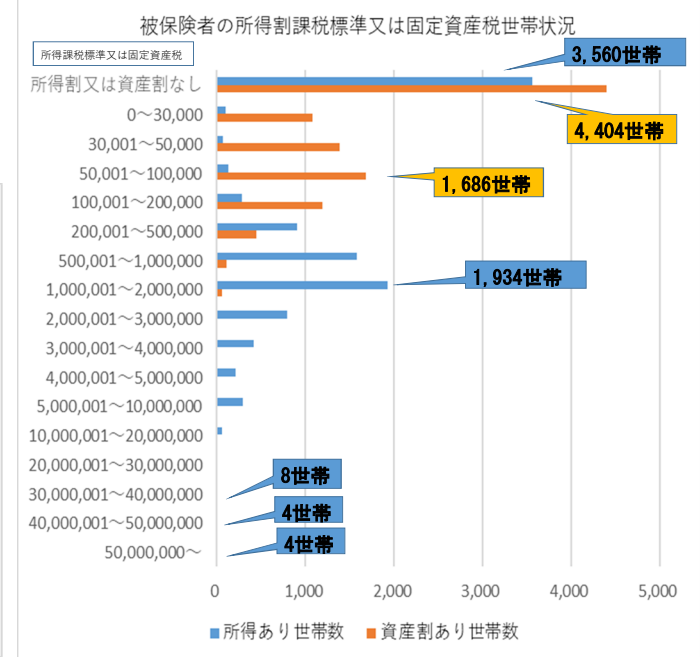
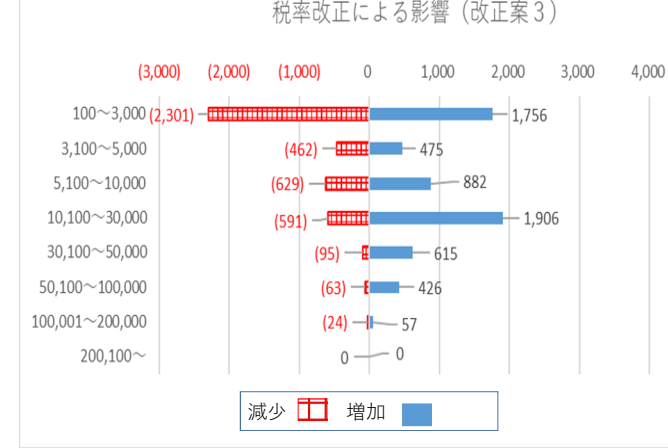


(3) 税率改正による増減世帯数(R3→R4)

	資産あり世帯 5,965世帯 57.5%			資産なし世帯 4,404世帯 42.47%			
	増加	減少	変更なし	増加	減少	変更なし	
世帯数	10,369	3,243	54.37%	2,649	44.41%	73	1.22%

	減少世帯数	増加世帯数	変更なし				
世帯数	10,369	4,165	40.17%	6,117	58.99%	87	0.84%

令和3年度→令和4年度		令和4年度→令和5年度		令和5年度→令和6年度	
増加	平均 20,844 最大 148,000	平均 19,505 最大 116,900	平均 18,680 最大 93,700	増加	平均 18,680 最大 93,700
減少	平均 10,485 最大 1,800	平均 11,098 最大 300	平均 11,447 最大 400	減少	平均 11,447 最大 400







袋保国第 104 号  
令和 3 年 11 月 18 日

袋井市国民健康保険運営協議会  
会 長 寺 田 整 様

袋井市長 大 場 規 之



### 国民健康保険事業の運営に係る諮問書

このことについて、袋井市国民健康保険を安定的で持続可能な制度として運営するため、袋井市国民健康保険運営協議会規則(平成 17 年袋井市規則第 87 号)第 3 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

- 1 袋井市国民健康保険税条例の一部改正について
  - (1) 賦課方式及び税率(額)の見直しについて
  - (2) 未就学児の均等割軽減について
  - (3) 課税限度額の引き上げ及び規定の見直しについて
  - (4) 軽減判定所得の規定の見直しについて
  
- 2 令和 4 年度国民健康保険事業の運営方針について
  - (1) 税率(額)について
  - (2) 税の収入率向上対策について
  - (3) 資格適用や医療費の適正化について
  - (4) 保健事業の推進について
  - (5) 啓発、広報事業の推進について

(詳細については、別添「諮問事項の詳細」のとおり)

## 【諮問事項の詳細】

### 1 袋井市国民健康保険税条例の一部改正について（令和4年4月1日施行予定）

資料1参照

#### (1) 国民健康保険税の賦課方式及び税率（額）の見直しについて

国民健康保険税の賦課方式及び税率につきましては、令和3年2月8日に袋井市国民健康保険運営協議会会長より、「令和4年度以降の具体的な税率の決定に向け、慎重に分析・検討を行うこととし、限られた基金を有効に活用し、健全な事業運営に努めてください」との答申をいただきました。

この答申を受け、令和4年度以降の具体的な税率を分析・検討して、改正案を作成しました。

この改正案におきまして、令和4年度以降の賦課方式及び税率を決定してまいりたいので、袋井市国民健康保険運営協議会の意見を求めるものでございます。

#### (2) 未就学児の均等割軽減について（令和4年4月1日施行）

地方税法施行令の改正に伴い、令和4年度から未就学児を対象とし、軽減割合を5割とする軽減判定の計算方法を改めるよう所要の改定を行いますので、袋井市国民健康保険運営協議会の意見を求めるものです。所得要件に関係なく全未就学児が対象となりますが、7割・5割・2割の軽減対象世帯につきましては、軽減後の均等割額から、さらに、5割を軽減するものであります。

#### (3) 課税限度額の引き上げ及び規定の見直しについて

「地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第109号）」が令和4年3月31日に公布される予定です。

これに伴い、次の表のとおり、改正されますので、袋井市国民健康保険運営協議会の意見を求めるものでございます。

#### ◇限度額改正後の比較

	現行 (令和3年度まで)	改正後 (令和4年度から)	比較
医療分	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円	1万円
介護分	17万円	→	変更なし
合計	99万円	102万円	3万円



#### ◇限度額改正後の影響

	現行	改正後	比較	影響額
医療分	125世帯	112世帯	▲13世帯	約245万円
支援金分	93世帯	81世帯	▲12世帯	約90万円
介護分	24世帯	24世帯	0世帯	0万円
合計	—	—	—	約335万円

なお、従来の改正は、政令の公布日が翌年度末日（毎年度3月31日）であることと、被保険者の一部（高所得者層）の負担が増加することに伴い、1年遅れで改正してきました。

しかしながら、従来どおりの1年遅れでの改正では、限度額が据え置きとなり、高所得者層の課税額が頭打ちとなるため、不公平感が生じることとなります。また、政令が定める年度からの限度額を適用し、税収入を確保するため、今回の改正の限度額の引き上げに合わせ、実際の限度金額の規定から、政令に規定する額と改正いたします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
従来		条例改正	条例施行	条例施行が1年遅れ
見直し後	政令の公布	条例施行		政令に規定する額とすることにより、令和4年度に条例施行

医療分 「地方税法施行令（昭和25年政令245条。以下「政令」という。）第56条の88の2第1項に規定する額」

支援金分 「政令第56条の88の2第2項に規定する額」

介護分 「政令第56条の88の2第3項に規定する額」

#### (4) 軽減判定所得の規定の見直しについて

軽減判定所得につきましては、地方税法に定められ、本条例では、7割・5割・2割軽減判定所得の金額を定めております。

従来の改正方法は、軽減判定所得額の増加は、軽減対象該当世帯の増につながることから、施行年度の前年度の3月末に専決処分してまいりました。

今回の改正により、実際の軽減金額の規定から、政令に準じる額との規定に見直し、政令に準じた年度からの改正を行うものであります。

	令和3年度	令和4年度	備考
従来	政令の公布 専決処分	議会報告 条例施行	5月臨時会で専決処分報告
見直し後	政令の公布	条例施行	政令に規定する額とすることにより、令和4年度に条例施行

## 2 令和4年度袋井市国民健康保険事業の運営方針について

市の運営方針が参考とする県の運営方針（令和3年度～5年度）の段階的取組では、次の項目を上げております。

- ・ 賦課方式の統一（資産割を廃止）
- ・ 収納率高水準での平準化
- ・ 医療費水準の平準化
- ・ 赤字繰入の削減・解消

上記の項目に沿った、令和4年度の本市の運営方針を作成いたします。

### (1) 税率、税額について

本市は、平成20年度の医療制度改革（後期高齢者医療制度の創設等）に伴う税率改正以降、税率（額）改正を行っておらず、令和4年度からの改正は、14年振りの改正となります。

平成30年度の国による国民健康保険制度改革以降、県の運営方針に定める「標準保険料率の一本化」を念頭に、本市の税率、税額について、協議を進めてまいりました。

また、度重なる国民健康保険運営協議会での協議を経て、昨年9月市議会定例会において、資産割及び介護分平等割を廃止し、県の国民健康保険運営方針の賦課方式（3.3.2方式）に合わせることを、その方法として、令和4年度から段階的に実施し、令和6年度に完全実施するとの今後の方針が了承されております。

本年度7月の本算定時の加入者の所得額、人口推計見込み及び県公表の標準保険料率等を参考に算出した令和4年度から6年度までの税率（額）とし、決定していくことといたしたい。

### (2) 税の収入率向上対策について

令和2年度の現年度分収入率実績は、対前年度0.3%増の「94.8%」と年々向上しております。令和4年度からの税率改正では、この収入率実績値に基づき算定をしております。

このことから、被保険者の新型コロナウイルス感染症による収入の減少の影響が懸念されますが、さらなる収入率の向上を目指してまいります。

#### ア 口座振替納税の推進

郵送用口座振替依頼書を納付書等に同封するとともに、国保窓口等にて、転入者や新規国保加入者に口座振替の勧奨を徹底するほか、督促状に案内文を掲載します。

#### イ コンビニ納付の推進

- ウ クレジット納付の推進
- エ スマートフォンアプリケーションを利用したキャッシュレス決済の推進
- オ 休日、水曜日夜間納付窓口の開設
- カ 外国人に対する制度周知
- キ 国民健康保険税の軽減の周知
- ク 納税相談の実施
- ケ 現年度課税の徴収強化
- コ 財産調査及び滞納処分の強化

### (3) 国民健康保険資格適用や医療費の適正化について

#### ア 国民健康保険資格適用の適正化

納税通知書や被保険者証が届かない居住不明者については、追跡調査を実施し、職権による資格喪失の手続きを行います。

また、国民健康保険と被用者保険(社会保険等)の二重加入を無くすため、日本年金機構から送付される国民年金加入状況の異動情報を基に、脱退手続を促す勧奨通知を送付します。勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合は、職権による資格喪失の手続きを行います。

併せて、健康保険の未加入者に対しても、勧奨通知を送付して、国民皆保険制度の理解を周知し、国民健康保険加入の手続の案内をするなど、被保険者の資格確認を徹底し、国民健康保険適用の適正化を図ります。

#### イ レセプト点検の実施

診療報酬の適正な支払いを行うため、国民健康保険団体連合会へ委託して診療報酬明細書の内容点検を毎月行います。

#### ウ 第三者行為事務について

第三者行為(交通事故等)に係る求償事務を国民健康保険団体連合会へ委託し、届出を指導します。

#### (4) 保健事業の推進について

県から市への支援される保険者努力支援制度として、予防・健康づくりに関する評価指標として、次の項目が、点数化され、交付金の交付を受けております。

項 目	
1	特定健診・特定保健指導・メタボ
2	がん・歯周病疾病健診
3	重症化予防
4	個人インセンティブ・情報提供
5	重複服薬
6	後発医薬品の取組・使用割合



令和2年度実績では、本市は県内第8位であり、3,400万円の交付を受けております。引き続き、積極的な取り組みを進めてまいります。

#### (5) 啓発、広報事業の推進について

本市においては、14年振りの税率の変更となりますことから、賦課方式や税率の改正について、市広報紙、市ホームページ及び各種啓発パンフレット等を活用して次のとおり、啓発をしていきます。

##### ① より早い時期からの広報

令和4年7月の令和4年度の納税通知書の発送を待つことなく、年度初めからの広報に努めます。

##### ② 個々の保険税額の説明

現在も行っている個々の世帯の試算についても、丁寧にわかりやすく説明していきます。

##### ③ 医療費の削減につながる情報提供

日頃からの健康の増進と予防医療が、重症化を防ぎ、また、長寿につながり結果として医療費の削減にもつながっていくことを丁寧に伝え、市民の協力を呼びかけていきます。

袋井市国民健康保険税条例の一部改正について

【税率等改正推移（平成30年度～）】

区分		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
医療分	所得割	5.00%	→	→	→	5.58%	6.16%	6.75%
	資産割	30.00%	→	→	→	20.00%	10.00%	廃止
	均等割	25,300	→	→	→	25,900	26,600	27,300
	平等割	25,700	→	→	→	23,500	21,400	19,200
支援金分	所得割	1.40%	→	→	→	1.62%	1.84%	2.06%
	資産割	4.10%	→	→	→	2.73%	1.37%	廃止
	均等割	7,200	→	→	→	8,200	9,200	10,200
	平等割	6,400	→	→	→	6,600	6,900	7,200
介護分	所得割	0.95%	→	→	→	1.19%	1.43%	1.66%
	資産割	4.50%	→	→	→	3.00%	1.50%	廃止
	均等割	7,100	→	→	→	12,800	14,800	16,800
	平等割	4,500	→	→	→	廃止	廃止	廃止
課税限度額	医療分	540,000	580,000	610,000	630,000	650,000	未定	
	支援金	190,000	→	→	→	200,000		
	介護分	160,000	→	→	170,000	→		
	計	890,000	930,000	960,000	990,000	1,020,000		
軽減判定所得額	2割軽減	500,000	510,000	520,000	→	未定		
	5割軽減	275,000	280,000	285,000	→			
	7割軽減	330,000	→	→	430,000			

■政令公布日：令和2年3月31日  
 ■市公布日：令和3年3月31日  
 ■市施行日：令和3年4月1日  
 ■規定：金額

■政令公布予定：令和4年3月末  
 ■市公布予定日：令和4年3月31日  
 ■市施行予定日：令和4年4月1日  
 ■規定：政令に規定する額とする

【例年の国の改正スケジュール】  
 10月 社会保障審議会への諮問  
 12月 税制大綱  
 1月 国民健康保険法施行令 交付  
 3月 地方税法施行令 公布

(1) 賦課方式及び税率（額）の見直しについて（令和4年度～6年度）

令和4年度から6年度までの3か年の医療分、支援金分、介護分の税額（率）の改正を令和4年2月市議会において上程する。

(改正方法)

- 第1条 令和4年度の税率（額）
- 第2条 令和5年度 //
- 第3条 令和6年度 //

(2) 未就学児の均等割軽減について（令和4年4月1日施行）

国による子育て世帯への経済的負担の観点から、未就学児がいる世帯に対し、一律に半額軽減を行うことに伴い、令和4年2月市議会において上程する。

- (対象者) 未就学児（0～5歳） 本市対象者：約300人
- (内容) 均等割を半額軽減。なお、従来の軽減（7・5・2割）後、さらに半額に追加の軽減をする。
- (財源) 国：1/2、県：1/4、市1/4 本市の負担額：130万円

(3) 課税限度額の引き上げ及び規定の見直しについて

国は、課税限度額及び軽減判定所得額について、ほぼ毎年度政令（地方税法施行令）を改正している（令和3年度は改正なし）。

- (国の改正状況) 令和3年10月23日 社会保障審議会（厚生労働省の諮問機関）に案を提示。例年年度末、政令交付。
- (現行規定) 課税限度金額を明記→国民健康保険運営協議会へ諮問した上で、毎年度条例改正し、政令が定める年度の翌年度から実施
- (改正後) 条例の規定を「政令に規定する額」とし、毎年度条例改正をしない。4年度から実施
- (改正理由) ・令和4年度からの税率（額）の引き上げにより、国保加入者の負担が増加するが、課税限度額を改正しない場合には、限度額適用者の負担が据え置きなり、国の制度に準じていない。  
 ・課税限度額の引き上げは、高所得者層対象に限定した改正となる。
- (影響) 令和4年度税率（額）による「99万円」から「102万円」への改正の影響  
 限度額到達世帯数「242世帯→217世帯：25世帯減」 課税増加額：335万円

(4) 軽減判定所得の規定の見直しについて

国は、課税限度額及び軽減判定所得額について、ほぼ毎年度政令（地方税法施行令）を変更している（令和3年度は変更なし）。

- (国の改正状況) 令和3年11月8日時点で未定。例年、年度末（3月31日）政令の交付。
- (現行規定) 軽減判定所得額を明記。→3月に専決処分し、翌年度から施行（政令が定める年度）
- (改正後) 条例の規定を「政令に規定する額」とし、毎年度条例改正をしない。翌年度から施行（政令が定める年度）。
- (改正理由) 政令に規定する額とすることで、専決処分を要せず、当年度から国に準じた軽減判定所得が適用できる。

(3) と (4) についての近隣市の対応

- 磐田市 本市の案のとおり、令和3年11月市議会上程予定
- 掛川市 // 令和4年2月 //
- 菊川市 従来から専決により、政令が定める年度から施行
- 湖西市 //